

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次の関係政令の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めること。

- 一 公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第九十四号）
- 二 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）
- 三 鉄道軌道整備法施行令（昭和三十三年政令第二百五十六号）
- 四 積立式宅地建物販売業法施行令（昭和四十六年政令第三百四十五号）
- 五 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）
- 六 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）
- 七 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）
- 八 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）
- 九 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）

十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）

十一 船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）

十二 関西国際空港株式会社法施行令（昭和五十九年政令第二百三十九号）

十三 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法施行令（昭和六十一年政令第六十七号）

十四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行令（昭和六十二年政令第五十号）

十五 中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行令（平成十年政令第二百一十一号）

十六 成田国際空港株式会社法施行令（平成十六年政令第五十号）

十七 高速道路株式会社法施行令（平成十七年政令第二百一十号）

第二 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行するものとする。